

## I. 容器包装リサイクル制度の現状と成果

- 平成12年の完全施行から15年が経過し、容器包装の**分別収集・選別保管・再商品化**は着実に進展。
  - ・ 消費者による分別排出の取組が定着し、国民の環境への関心や3Rに対する意識が醸成・向上
  - ・ 市町村は消費者に対する啓発や収集量の増加、ペール品質の向上に貢献
  - ・ 特定事業者は再商品化を担うとともに、容器包装の軽量化・肉薄化等を通じて排出抑制にも努力
- これらの取組の進展により、最終処分量や温室効果ガスの削減等の環境負荷の低減や社会全体のコストの低減にもつながったと考えられ、**法目的に照らし一定の成果**があった。

## II. 容器包装リサイクル制度の評価と課題及び検討の基本的視点

**【評価と課題】**

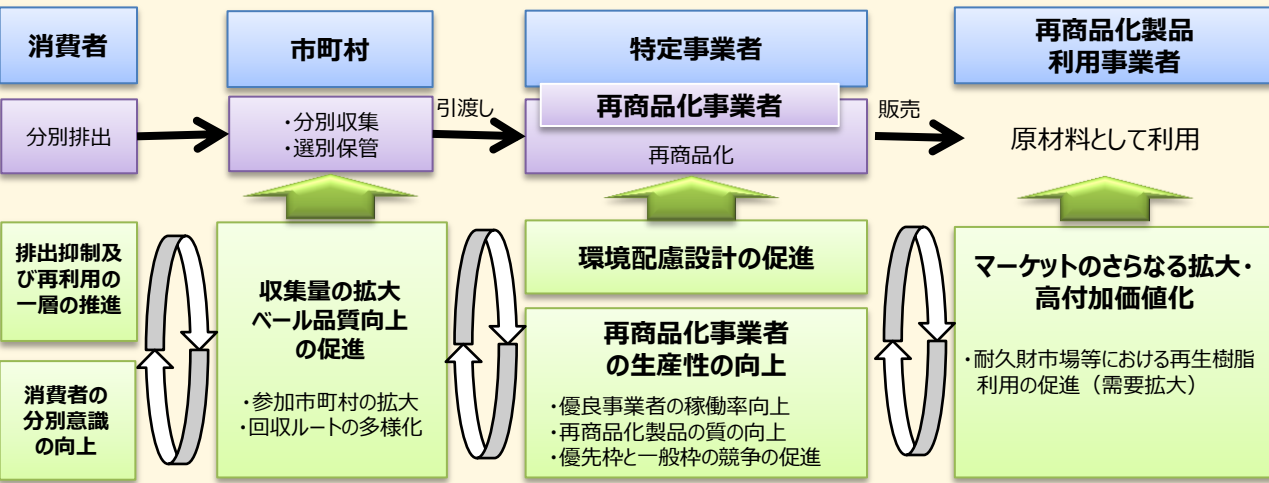
各主体の取組によって、一定の成果をあげてきたが、循環型社会の形成の必要性や資源の有限性、G7エルマウ・サミット首脳宣言を受けた資源効率性の向上の必要性、社会全体のコスト低減を目指した効率化の必要性、複合的な関連する課題を総合的に捉えた対策の重要性に立脚し、以下の課題を検討すべき

① 排出抑制及び再利用の一層の推進	⑤ 再生材の需要の拡大
② 最終処分場のひっばく迫への対応	⑥ 地球温暖化問題等への対応
③ 収集量の拡大	⑦ 消費者の分別意識の向上と各主体の協働
④ 再商品化事業者の生産性の向上	

**【制度の見直しに向けた検討の基本的視点】**

次のような基本的視点に沿って、容器包装リサイクル制度の見直しを行う

- ① 環境負荷低減と社会全体のコストの低減
- ② 容器包装のライフサイクル全体を視野に入れた3Rの推進
- ③ 消費者、自治体、特定事業者、再商品化事業者等との協働
- ④ 3Rの推進における好循環の創出 ※下記の図のように、複合的に関連する課題を一体的に捉えて検討



## III. 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案

- 【リデュースの推進】**
- 環境配慮設計に係る手引き等の活用や優良事例の共有。環境配慮設計の手順の標準化等や、表彰制度の継続
  - 3R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップを定期的に産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合等で実施。
  - 容器包装使用量が特に多い業界における業態特性を踏まえた自主的目標の設定及び取組状況の検証
  - 環境配慮設計の促進、消費者と事業者との対話、普及啓発活動を、関係者が連携した協議会（コンソーシアム）等の場で促進。その際、3R推進マスターを活用
- 【リユースの推進】**
- リユースびんの利用促進のための利便性向上の工夫（リユースびん規格の統一化、回収インフラの整備等）の促進の検討
  - イベント会場やスタジアム等でのリユース容器の導入に向けたモデル事業の実施
  - 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした3R推進方策や3Rの定着に向けた人材育成等の検討

- 【分別収集・選別保管】**
- （市町村と特定事業者の役割分担、プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方）**
- 地域協議会等を通じた、分別収集・選別保管の優良事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携の促進
  - 自治体費用の透明化に関する調査の継続やデータの公表、一般廃棄物会計基準の簡素化の検討
  - 目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者が行う選別を一体化する実証研究の検討・実施
  - 容器包装以外の製品プラスチックの一括回収の実証研究の検討・実施
  - 国全体としての目標の設定に向けた検討の開始のための、容器包装のフローの整理と、指標の検討
  - 費用の透明化を図りつつ、自治体及び特定事業者の負担軽減策を含め、社会全体の費用低減について、分別収集・再商品化の仕組みが将来にわたって持続可能な制度として維持・発展していくために、各主体の役割分担がいかにあるべきかを引き続き検討
- （合理化拠出金の在り方）**
- 合理化拠出金の配分方法の検討
  - 入札制度の見直し等を通じた合理化拠出金の再活性化
  - 合理化を進めるリサイクル事業に対する投資として活用する工夫の検討
- （店頭回収等の活用による収集ルートの多様化）**
- 店頭回収について、廃掃法上の位置づけの明確化を踏まえた、再生利用指定制度の活用促進、収集ルートの拡大
  - 法的な位置づけや店頭回収を行う事業者の取組促進策の検討

- 【分別排出】**
- 市民に分かりやすい識別表示や収集量の拡大の観点からの識別表示の検討
  - 地域協議会等を通じた、効果的な普及啓発の方策の検討。特に、高齢者や若者世代に対する工夫の検討
- 【再商品化】**
- プラスチック製容器包装の再商品化の在り方については、材料リサイクル手法及びケミカル手法のそれぞれに課題があることを踏まえ、現在の多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを保ちつつ、優良な事業者が事業の先行きを見通して、安定して投資を継続し、ポテンシャルを伸ばし、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境を整備することが必要
- 手間やコストを負担する消費者、市町村、特定事業者の理解の向上、消費者・市町村によるペール品質向上促進や収集量の拡大、再商品化事業者の生産性の向上を図るため、分別収集実施市町村の拡大方策の検討、入札制度の見直しの検討（総合的評価制度、一般枠の入札参加者の拡大方策の検討等を通じた競争促進）、再生樹脂の規格化・標準化の検討を行う。入札制度の基本的方向については、例えば審議会のサブグループなど経済産業省及び環境省が連携した検討の場で早急に具体化し、その運用については、指定法人において検討、公表する
- 上記の制度見直しを行うことと併せて、多様な再商品化手法のポテンシャルを最大限活かした循環型社会に向けた取組を社会全体として行って行く中で、当面、多様な手法のバランスを保てるよう、材料リサイクル優先50%を維持するというので、それぞれのリサイクル手法の中で、優良な事業者がポテンシャルを伸ばせる仕組みとする
- 総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する評価の重点化。品質管理手法の評価への第三者認証活用
  - 一定の競争倍率を設定している現行の入札制度よりも、優良事業者がポテンシャルを伸ばせるような入札制度の検討
  - 総合的評価制度で評価の高い再商品化事業者の稼働率をより高める
  - 現在の収率基準を原則維持した上で、優良事業者の高品質な生産につながる先駆的・試行的なものを認めるとともに、残渣は再生利用をできる限り推奨
  - 材料リサイクル事業者の登録要件の見直し。希望する事業者は優先枠を放棄し、一般枠での入札を選択できる仕組み
  - 再商品化手法のコスト構造の透明化や、再商品化製品利用製品の用途の透明化
  - 再生樹脂に係る規格の標準化、研究開発・設備投資の促進、金利優遇措置

- 【その他】**
- 指定法人が自ら再商品化義務の効率化のための点検作業を実施。市町村と連携した消費者への普及啓発を行う
  - 市町村により独自処理されたペットボトルの海外流出後の不適正処理の有無の実態把握調査を実施
  - 指定法人において、廃ペットボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業を実施
  - ただ乗り事業者対策について、引き続き、指導や公表等の措置を講じるとともに、必要に応じて罰則を適用
  - 指定法人において、消費者団体等による監視を強化するため、義務履行事業者名の公表の義務化を検討

## IV. 終わりに

- 消費者、市町村、事業者等による取組の進捗状況の継続的なフォローアップ等を行いつつ、適時適切な見直しを行う
- 5年後を目処に、制度の施行状況等を踏まえて、検討及び必要に応じて見直しを行う